

公益社団法人 富山県栄養士会定款

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 2 条）
- 第 2 章 目的及び事業（第 3 条～第 6 条）
- 第 3 章 会員（第 7 条～第 13 条）
- 第 4 章 総会（第 14 条～第 23 条）
- 第 5 章 役員（第 24 条～第 32 条）
- 第 6 章 理事会（第 33 条～第 38 条）
- 第 7 章 職域協議会（第 39 条～第 41 条）
- 第 8 章 資産及び会計（第 42 条～第 48 条）
- 第 9 章 定款の変更及び解散（第 49 条～第 53 条）
- 第 10 章 公告の方法（第 54 条）
- 第 11 章 事務局（第 55 条）
- 第 12 章 雑則（第 56 条）

附則

第 1 章 総 則

（名 称）

第 1 条 この法人は公益社団法人富山県栄養士会（以下「本会」という）という。

（事務所）

第 2 条 本会は、主たる事務所を富山市におく。

第 2 章 目的及び事業

（目 的）

第 3 条 本会は、すべての人々の「自己実現をめざし健やかによりよく生きる」とのニーズに応え、保健、医療、福祉、及び教育等の分野において、食と健康の専門職としての倫理と科学的かつ高度な技術に基づく諸活動を通して、県民の健康増進、疾病の予防及び生活の質の向上に寄与することを目的とする。

（事 業）

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）食と栄養の総合的な実践科学の確立と発展に資する事業
- （2）食育に関する調査及び啓発普及に資する事業
- （3）県民の健康増進及び疾病予防に資する事業
- （4）各世代と障がい者、傷病者の特性に応じた栄養改善に資する事業
- （5）管理栄養士・栄養士の資質の向上に資する事業
- （6）管理栄養士・栄養士の社会的な地位の向上と福利厚生に資する事業

- (7) 管理栄養士・栄養士の職業紹介に資する事業
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項に定めた事業は、その実施地域を富山県内とする。

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規律)

第6条 本会は、総会が別に定める倫理規定の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持及び向上に努めるものとする。

第3章 会 員

(種別)

第7条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 富山県内に居住し、又は勤務する者のうち、管理栄養士・栄養士の免許を有する者であって本会の目的に賛同して入会したもの。
- (2) 名誉会員 本会に特別の功労があった者又は学識経験者であって、理事会の推薦により総会の承認を得たもの。
- (3) 賛助会員 本会の事業に賛助する個人または団体であって理事会の承認を得たもの。

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という）に規定する社員とする。

(会員資格の取得)

第8条 本会の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第9条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第10条 会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 会員として重要な義務を履行しないとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、会長は当該会員に対し、除名の決議を行う

1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をし、総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 会長は、前項の規定により除名が決議されたときは、当該会員に対し、除名をした旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第12条 会員は次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 当該会員が死亡し、団体においては解散したとき
- (3) 正会員において、管理栄養士・栄養士の免許を取り消されたとき。
- (4) 第10条の規定により退会したとき
- (5) 第11条の規定により除名されたとき

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前条の規定によりその資格を喪失した時は、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

2 既納の会費及びその他の拠出金は、会員資格が喪失した場合でも、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人上の社員総会とする。

3 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事（以下「役員」という）の選任又は解任
- (2) 役員の報酬等の額
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告並びに決算書類及び財産目録の承認
- (5) 入会の基準並びに会費等及び賛助会費の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分の承認
- (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (9) 各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法及びこの定款で定められた事項

2 総会は、あらかじめ総会の目的として通知された事項以外の事項について決議することはできない。

(開催)

第16条 定時総会は毎事業年度終了後3ヵ月以内に、臨時総会は必要に応じて随時開催する。

(招 集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 正会員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったときは、会長はすみやかに総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには正会員に対して、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第18条 総会の議長は、当該総会において出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第19条 総会は、総正会員数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第20条 総会の決議は、総正会員数の過半数が出席し、出席正会員の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員数の過半数が出席し、総正会員の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 事業の全部の譲渡

(5) 解散及び継続

(6) 合併契約の承認

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(書面議決等)

第21条 正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かななければならない。

(総会運営規則)

第23条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会運営規則による。

第5章 役 員

(役員の設定)

第24条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上22名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

4 第2項の副会長、専務理事をもって一般社団・財団法人法の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。なお、理事は正会員の中から選任する。

2 理事会は、代表理事、副会長及び専務理事を選任する。この場合において、理事会は総会にこれを付議したうえで、その決議結果を参考にすることができる。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は事務職員を兼ねることができない。

4 一般社団・財団法人法第65条第1項に規定する者並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1号に規定する者は、理事又は監事となることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、理事会で別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 役員は第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第29条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第30条 役員報酬等は、無報酬とする。

(名誉会長)

第31条 本会に、名誉会長1名を置くことができる。

- 2 名誉会長は理事会において推戴する。
- 3 名誉会長は、本会の重要な事項について会長の諮問に応じる。
- 4 名誉会長は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第32条 本会に、顧問及び参与を各々若干名置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、次の職務を行う。ただし、議決に加わることはできない。
 - (1) 代表理事の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 顧問及び参与の選任及び解任は、理事会において決議し、会長が委嘱及び解職する。
- 4 顧問及び参与の任期は役員のそれに準ずる。ただし、再任を妨げない。
- 5 顧問及び参与は無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第33条 本会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解職

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が、理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案された事項につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。

ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の選任を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

(理事会運営規則)

第38条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款の定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第7章 職域事業部

(職域事業部)

第39条 本会に、正会員の就業の専門性の高揚を図るため、別に定める職域ごとに事業部を置く。

2 職域事業部の設置及び運営に関する規定は、理事会の議決を経て、会長が定める。

(職域事業部の権能)

第40条 職域事業部は、理事会から諮問された職域に関する事項について協議し、必要に応じて意見を述べるほか、理事会の承認を得て、第4条に規定する必要な事業を行うことができる。

(正会員の職域事業部所属)

第41条 正会員は、第39条に規定する事業部のいずれか一つに所属しなければならない。

第8章 資産及び会計

(基本財産)

第42条 第4条の事業を行うために理事会で定めた基本財産については、その適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由によりその全部もしくは一部を処分または担保に提供する場合には、議決に加わることのできる理事のその3分の2以上の議決を得なければならない。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の議決により別に定める基本財産管理規定によるものとする。

(資産の構成)

第43条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 会費及び入会金

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収入

(5) 資産から生ずる収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第44条 資産は会長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第45条 本会の経費は第43条の資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第46条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を得る。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項に規定する書類は、当該事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 第1項に規定する書類については、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第47条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を得なければならない。

3 第1項各号に規定する書類は、当該事業年度経過後3ヵ月以内に行政庁に提出しなければならない。

4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

5 前項の規定にかかわらず、役員の名簿及び社員名簿の記載事項のうち、個人の住所については一般の閲覧に供しないものとする。

6 貸借対照表は定時総会の終結後遅滞なく公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第48条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第50条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制度)

第51条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第52条 本会が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、総会の決議を経て公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消し日又は当該合併の日から1ヵ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第53条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 本会の公告は、電子公告及び主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第11章 事務局

(事務局)

第55条 本会に事務局を置き、本会の事務を処理するため、職員若干名を置く。

- 2 職員の任免は会長が理事会の承認を得て行う。
- 3 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会の議決を経て会長が定める。

第12章 雑則

(委任)

第56条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で別に定めるものを除いて、理事会（総会に関するものは総会）の決議を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）

第106号第1項に定める公益法人の設立の登記日から施行する。

- 2 本会の最初の代表理事は 西田秀子 とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106号第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記日の前日を事業年度の末日とし、設立登記日を事業年度の開始日とする。

この定款は 当法人の現に効力を有する定款に相違ありません。

公益社団法人 富山県栄養士会

代表理事 石 黒 康 子